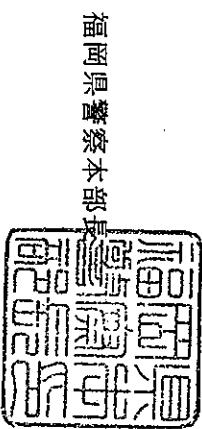




福警組対第334号

平成22年3月2日

福岡県個人情報保護審議会会長 殿



個人情報の利用及び提供の制限並びに電子計算組織の結合による提供の制限に関する
例外事項について（詰問）

福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）第5条第2項第6号及び第6条
第3号の規定に基づき、下記について貴審議会の意見を求める。

記

- 1 事務の名称
インターネットのホームページによる暴力団員検挙情報提供事務
- 2 所管課名
警察本部暴力団対策部組織犯罪対策課
- 3 事務の目的
暴力団員の検挙情報をインターネットのホームページに掲載し、時間的・場所的制約を超えた情報提供を行うことにより、県民等の暴力団排除意識の向上を図る。
- 4 識別される個人の類型
検挙した暴力団員（報道機関に情報提供したものに限る。）
- 5 提供する個人情報の種類
所属する暴力団の名称、役職、住所、氏名、年齢、逮捕日、逮捕警察署及び内容等
- 6 提供の相手方
県民等（インターネット利用者）

インターネットのホームページに

1 県内暴力団の現状

福岡県は、指定暴力団である四代目工業道会の5団体に加え、六代目山口組有委員会が指定した団体数は全国最多となる。こうした暴力団が、県内の各地区に本部から多大な利益を吸い上げている一方で、者には見せしめのような暴力行為を行つなかでも、北九州に本拠を置く四代目當する店舗に爆発物投げき事件を敢行する。そのほか、北九州地区においては、暴どしたけん銃等発砲事件が多発しており、紛に起因する九州誠道会との抗争事件が、騒事件が相次いで発生するなど、県民を

2 県警察の取組

県警察では、現下の厳しい暴力団情勢「減」を掲げ、暴力団対策に係る各種施策：県民及び事業者が相互に連携・協力して、安全で安心な県民生活を実現するため、

- 暴力団に対する利益供与の禁止
 - 暴力団排除教育の推進
- などを盛り込んだ全国初となる罰則付きに至った。

また、平成22年4月1日の「福岡県となり暴力団に立ち向かう姿勢を示す働きかけているところである。

さらに、平成22年1月、警察本部にてなって各種暴力団対策を強力に推進し報知をホームページによる暴力団員検挙情報

- 暴力団員の検挙情報を広く県民に周知を解消をはじめ、暴力団を容認する風潮をものであり、県民が安全で安心して暮らささらに、本年4月1日に施行される「対し、第3条では、暴力団の利用、暴力5条では、県民の暴力団排除に関する責する事が明記されている。

一方、県には、
排除のための自主

的な支援を求めて
こうした条例の

暴力団員検挙情報
ているが、これに
報を提供すること

の自主的な暴力団
るために必要不可
る報道機関に対

※ 報道機関に対

縣警察では、
ついて、社会に
ひいては法秩序、
この報道機関
供に関する例外

それがない範囲
掲載する個人情
イントンターネット(

係る、所属する暴
おり、県民の自主
て暮らすための公
しかしながら、
報提供」の考え方、
當に侵害するおそ
○ 報道機関、
こと

を厳格な要件とす
當に侵害すること、
この報道機関に對
個人情報

(平成4年)

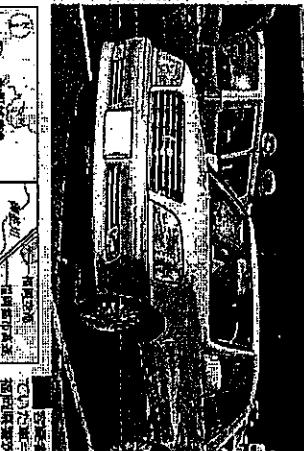
を嚴格な要件とす
當に侵害すること、
この報道機関に對
個人情報

を厳格な要件とす
當に侵害すること、
この報道機関に對
個人情報

ホームページの掲載例

1 暴力団員を検挙した事件を報道した新聞記事

正直報



茨川一丁目のイニシアチブで、
五日午前、福岡県大原郡日田町
で、一女社員が暴力団員の男に
刃物で刺された。刃物は、
暴力団員の持つものと見えた。
事件発生後、警視庁は、
佐賀県警も連絡を取り、
北九州署も捜査を始めた。
事件現場は、佐賀市上峰町の
高架橋付近で、車両通行止めとな
った。事件現場から約1キロメートル
北東の佐賀市大原町の高架橋下で、
暴力団員の男が、刃物を持ったまま、
車両通行止めとなっていた。暴力団員
は、刃物を持ったまま、車両通行止めとな
っていた。暴力団員は、刃物を持ったまま、
車両通行止めとなっていた。

2 県警ホームページへの掲載例



Fukuoka Prefectural Police

警察の
サイ

県警

県警の
サイ

警察の
サイ

警察の
サイ

暴力団

統力法違反・指定暴力団

判 名 壱岐力剣道所持等取締法違反

逮捕年月日 平成22年10月10日

居所情報 二重ヶ谷

事件名 二重ヶ谷

被 疋 者 福岡市城南区居住 指定

事件概要の説明 平成22年10月10日、回転玉

スナック「東京の落葉」

営業から県警の落葉公

利用規約

規約

福岡県警からの

福岡県暴力団排除条例

～平成22年4月1日

この条例は、福岡県から暴力団を排除するため

- 県、県民及び事業者の果たすべき役割
- 暴力団の排除に関する基本的施策
- 暴力団員等に対する利益の供与の禁止等について定めています。

1 [暴力団の排除に関する基本的施策]

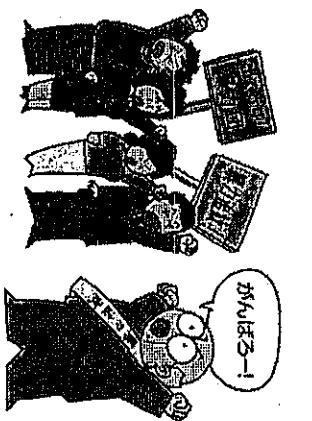


- ①暴力団員もしくは暴力団（員）と密接な関係を有する者に公共工事の入札に参加させない等、県の公共事務・事業から排除すること



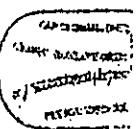
2 [青少年の健全な

- ④暴力団を排除する重要性について理解を深めるため、県が、集会を開催するなど広報及び啓発を行うこと



違反した場合は「」





4
平五

福岡県知事 奥田 八二殿

福岡県個人情報保護委
会長 近藤

個人情報の収集、利用・提供に関する例外事項に

平成4年9月7日付け情個第52号をもって諸問のあ
個人情報保護条例第3条に規定する思想・信条等の収集
規定する本人外収集の制限、同条例第5条に規定する目
の制限に関する各事項については、いずれも適当なもの
なお、当審議会が適当と認める個別の理由は別紙のと

3 目的外利用・提供の制限に関する規定

(1) 共通事務

番号	共通事務
1	法律の規定に基づく裁判所から 応じて個人情報を提供する事務 ただし、当該個人情報を使用す る公益性がある場合又は実施機関が 受けなければ当該目的を達成する 難な場合であり、かつ、いずれの 供する個人情報の内容、当該目的 事情からみて本人の権利利益を不 するおそれがないときに限る。
2	訴訟当事者である県が訴訟資料 判所に個人情報を提供する事務 ただし、当該個人情報を使用す る公益性がある場合又は実施機関が 受けなければ <u>当該目的を達成する</u> <u>難な場合</u> であり、かつ、いずれの 供する個人情報の内容、当該目的 事情からみて本人の権利利益を不 するおそれがないときに限る。
3	行政機関が法令に基づき実施す る 開して行う照会に応じて個人情報 せ、又は提供する事務 ただし、当該行政機関が法令に 施する事務の遂行に必要な範囲内 人情報を取り扱う場合であって、 情報を使用する目的に公益性が求 当該個人情報を照会することにつ 的理由があり、かつ、いずれの場

	<p>個人情報の内容、当該個人情報を使用する目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないとき有限る。</p>	<p>行政サービスの向上の観点から回答する必要がある。</p>
		<p>③ 行政機関は、住民の福祉の向上を図るために相互に協力して適切な事務執行を行うことが要請されている。</p>
		<p>④ 当該行政機関が本人から収集できないことについて合理的な理由がある場合がある。</p>
		<p>⑤ 当該行政機関の職員も守秘義務を負つており、みだりに当該個人情報が公開されるおそれがない。</p>
4	<p>弁護士法の規定に基づく弁護士会からの照会に応じて個人情報を提供する事務ただし、当該個人情報を使用する目的に公益性がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、かつ、いずれの場合も提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないとき有限る。</p>	<p>上記の理由により、当該共通事務における個人情報の利用・提供については、妥当なものと認める。</p> <p>① 強制力はないが法律の規定に基づく照会であり、公共団体の機関として当該規定の趣旨を十分に尊重して処理する必要がある。</p> <p>左記ただし書の要件を満たした当該共通事務における提供については、妥当なものと認める。</p>
5	<p>実施機関が行う他の事業の案内又は刊行物の送付のため名簿等の個人情報を当該実施機関内に利用させ、又は当該実施機関以外のもので公益性を有する団体等に提供する事務</p> <p>ただし、案内又は刊行物の送付による利益を受けるのは当該個人であるので、当該個人が案内又は送付を拒んでいる場合を除</p>	<p>① 実施機関が実施した事業の参加者等に対して、当該実施機関又は当該実施機関以外のもので公益性を有する団体等が、関連する事業の案内をし、又は関連する刊行物を送付することは、当該個人が通常予測している範囲内である。特に、既に案内状又は刊行物を送付してきている場合は、本人が了解していると判断され</p>

番号	共通事務
6	講師、委員等の人選のた 当該実施機関に利用させ、 関、国、他の都道府県若し 供する事務
7	ただし、個人情報を取り の支障等から本人収集が困 人同意が得難い場合に限る
7	各種統計作成の資料とし 該実施機関に利用させ、又 以外のものに提供する事務 ただし、当該統計作成に 当該個人情報を利用し、文 者が速やかに特定の個人を指 にして取り扱う場合に限る。

報道機関の取材、要請に応じて個人情報
を提供する事務

ただし、報道機関を通じて一般県民に知
らせることのが本来の目的に関連し、矛盾し
ない場合又は社会的関心が高い等一般県民
に知らせる公益上の必要性がある場合で、
かつ、いずれの場合も当該個人情報の内容
その他の事情からみて本人の権利利益を不
當に侵害するおそれがないとき有限る。

- ① 本来の目的に含まれていない場合でも、
当該目的に関連し、矛盾しない場合には、
本来の目的の達成に資する場合がある。
② 対象となっている事柄の性質、当該個
人情報の内容、社会的関心の高さ、公表
した場合の影響等から判断して社会通念
上許容される範囲内である場合は、取材
に応じ、又は発表することが妥当であり、
また、犯罪、事故等特別の理由がある場
合は発表する必要性がある場合もある。
上記の理由により、当該共通事務にお
ける個人情報の利用・提供については、
妥当なものと認める。

福岡県

- 1 事務の名称
インターネットのホームページによ
- 2 所管課名
警察本部暴力団対策部組織犯罪
- 3 事務の目的
福岡県暴力団排除条例第23条第
- 4 識別される個人の類型
福岡県暴力団排除条例第23条第
- 5 提供する個人情報の種類
氏名及び住所(法人その他の団体
となる事業
- 6 提供の相手方
県民等(インターネット利用者)

(利益の供与等の禁止)
第15条 事業者は、その行為をしてはならない。
一 暴力団の威力を利用す
二 暴力団の威力を利用し
事業者は、前項に定める暴力団員等が指定した者に対し
(暴力団員等が利益の供与を
第18条 暴力団員等は、情報を知つて事業者に当該事業者が同項(2)事業者をしてはならない。

(不動産の譲渡等をしようとす
第19条 何人も、自己が譲渡等をし
契約をしてはならない。

(不動産の譲渡等の代理等を
第20条 何人も、他人が譲渡等をし
契約の代理又は媒介をしては

事業者(に

(調査)
第21条 公安委員会は、第19条第2項又は前条第2項(いがあると認められる者その会規則で定めるところにより、るために必要な限度において)ことができる。

福岡県暴力団排除条例 条例

例

[福岡県暴力団排除条例施行
第23条 公安委員会は、第21条
の提出を拒むときは、そ
規則で定めるところによ
る。]

(電子計算組織の結合によ
第6条 実施機関は、次に提
供してはならない。
(1)法令に定めのあるとき
(2)以下略

個人
情報
例報

ホームページの掲載例

福岡県警察 Fukuoka Prefectural Police											
部門別 カテゴリ	<input checked="" type="checkbox"/> 法務 <input type="checkbox"/> 犯罪 <input type="checkbox"/> 調査 <input type="checkbox"/> 生活安全 <input type="checkbox"/> 刑事 <input type="checkbox"/> 暴力団 <input type="checkbox"/> 交通 <input type="checkbox"/> 地域 <input type="checkbox"/> 警備 <input type="checkbox"/> 公安委員会 <input type="checkbox"/> 警察署協議会										
文字のサイズ	<input checked="" type="checkbox"/> 小 <input type="checkbox"/> 標準 <input type="checkbox"/> 大										
<input type="checkbox"/> 自動用ページ <input type="checkbox"/> 英語 English 韓国語 Korean 中文 Chinese <input type="checkbox"/> サイト内検索 <input type="button" value="検索"/>											
福岡県警察の紹介 県警からのお知らせ あなたの町の実態調査 各種手帳コーナー 相談・問い合わせコーナー 交通事故報コニター 防犯情報コーナー 事件手記コーナー 情報提供のお願い メッセージ 県警から県民の皆様へ 福岡県警察官・警備職員 採用募集 ふつけい安心メール											
<h2 style="text-align: center;">福岡県暴力団排除条例第23条の規定による事實の公表</h2> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">氏名</td> <td>暴力 一郎</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td>○○市○○区1-2-3</td> </tr> <tr> <td>公表の原因となる事實</td> <td> <p>上記暴力一郎は、福岡県暴力団排除条例第18条第2項違反の歴史により、平成○○年○月○日付で福岡県公安委員会発第○○号により、福岡県公安委員会から同条作成第21条の規定による明確又は具体的な理由を挙げて公表されたものの、正当な理由がこれと推測されるものである。</p> </td> </tr> <tr> <td>情報提供のお願い</td> <td> 有限会社極悪組 代表者の氏名 極悪 太郎 主たる事務所の所在地 ○○市○○区3-2-1 </td> </tr> <tr> <td>公表の原因となる事實</td> <td> <p>上記有限会社極悪組は、福岡県暴力団排除条例第15条第2項違反を行つたことから、平成○○年○月○日付で福岡県公安委員会から同条作成第22条の規定による勧告を受けたことによる、平成○○年○月○日頃、再度同条作成第16条第2項違反を行つて、正當な理由なく同勧告に従わなかつたものである。</p> </td> </tr> </table>		氏名	暴力 一郎	住所	○○市○○区1-2-3	公表の原因となる事實	<p>上記暴力一郎は、福岡県暴力団排除条例第18条第2項違反の歴史により、平成○○年○月○日付で福岡県公安委員会発第○○号により、福岡県公安委員会から同条作成第21条の規定による明確又は具体的な理由を挙げて公表されたものの、正当な理由がこれと推測されるものである。</p>	情報提供のお願い	有限会社極悪組 代表者の氏名 極悪 太郎 主たる事務所の所在地 ○○市○○区3-2-1	公表の原因となる事實	<p>上記有限会社極悪組は、福岡県暴力団排除条例第15条第2項違反を行つたことから、平成○○年○月○日付で福岡県公安委員会から同条作成第22条の規定による勧告を受けたことによる、平成○○年○月○日頃、再度同条作成第16条第2項違反を行つて、正當な理由なく同勧告に従わなかつたものである。</p>
氏名	暴力 一郎										
住所	○○市○○区1-2-3										
公表の原因となる事實	<p>上記暴力一郎は、福岡県暴力団排除条例第18条第2項違反の歴史により、平成○○年○月○日付で福岡県公安委員会発第○○号により、福岡県公安委員会から同条作成第21条の規定による明確又は具体的な理由を挙げて公表されたものの、正当な理由がこれと推測されるものである。</p>										
情報提供のお願い	有限会社極悪組 代表者の氏名 極悪 太郎 主たる事務所の所在地 ○○市○○区3-2-1										
公表の原因となる事實	<p>上記有限会社極悪組は、福岡県暴力団排除条例第15条第2項違反を行つたことから、平成○○年○月○日付で福岡県公安委員会から同条作成第22条の規定による勧告を受けたことによる、平成○○年○月○日頃、再度同条作成第16条第2項違反を行つて、正當な理由なく同勧告に従わなかつたものである。</p>										

Copyright © 2010 Fukuoka Prefectural Police All Rights Reserved.

福岡県個人情報保護審
議会長 岡本 博

個人情報の利用及び提供の制限並びに電子計算組織の結合による提供に
関する例外事項について（答申）

平成22年3月2日福警組対第334号により諸問のあった福岡県個人情報保
年福岡県条例第57号。以下「条例」という。）第5条に規定する利用及び提供
例第6条に規定する電子計算組織の結合による提供の制限に関する例外事項につ
公益上必要があると思われるため、下記のとおり適当なものと認めます。

記

1 利用及び提供の制限（第5条関係）

事務の名称	インターネットのホームページによる暴力団員検挙情報提 供
所管課名	警察本部暴力団対策部組織犯罪対策課
個人の類型	検挙した暴力団員（報道機関に情報提供したものに限る。）
目的外利用・提供の概要	県民等の暴力団排除意識の向上を図るため、暴力団員の ターネットのホームページに掲載し、時間的・場所的制 供を行う。
利用・提供先	県民等（インターネット利用者）

2 電子計算組織の結合による提供の制限（第6条関係）

事務の名称	インターネットのホームページによる暴力団員検挙情報提 供
所管課名	警察本部暴力団対策部組織犯罪対策課
事務の目的	暴力団員の検挙情報をインターネットのホームページに ・場所的制約を超えた情報提供を行うことにより、県民等 識の向上を図る。
識別される個人の類型	検挙した暴力団員（報道機関に情報提供したものに限る。）
提供する個人情報の種類	所属する暴力団の名称、役職、住所、氏名、年齢、逮捕日 内容等
提供の相手方	県民等（インターネット利用者）
個人情報の取扱い	電子計算組織の結合による個人情報の提供について（第 0日17個保審第6号）の別添の表の「個人情報の取扱い ただし、同項中(4)及び(6)を除き、(3)を以下のとおりとす (3) 条例第3条第2項第2号及び第4号に規定する事項は は提供されないこと。